

心臓移植自施設内判定の施行基準

1. 50 症例以上の心臓移植実施実績があり、心臓移植適応判定、心臓移植医療が適正に行われていると日本循環器学会心臓移植委員会が判断する施設。
2. 適応判定基準の運用については日本循環器学会心臓移植適応検討部会と連携しながら、日本循環器学会移植実施施設部会内で施設間の協議を行う。
3. なお、これらの移植施設においても、患者の希望等を踏まえ、必要があれば日本循環器学会心臓移植委員会による適応検討申請を行うことができる。
4. 移植実施後全症例の事後検証を行う。移植後 1 ヶ月以内に日本循環器学会心臓移植委員会に報告を行う。事後検証は日本循環器学会心臓移植事後検証部会で行う。
5. 自施設内で適応判定を行った症例については、全例申請内容、施設内適応検討委員会議事録、判定結果、日本臓器移植ネットワークへの登録状況を日本臓器移植ネットワーク登録後 1 ヶ月以内に日本循環器学会心臓移植委員会に報告するものとする。
6. ただし、以下に示す症例はこれまで通り日本循環器学会心臓移植委員会にて審査を行う。
 - 1) 11 歳未満の非先天性心疾患の症例
 - 2) 18 歳未満の 2 心室循環の先天性心疾患の症例
 - 3) すべての単心室循環の症例

日本循環器学会 心臓移植委員会 平成 27 年 5 月 1 日運用開始
心臓移植関連学会協議会 平成 27 年 2 月 16 日承認

日本循環器学会 心臓移植委員会 令和 2 年 9 月 18 日改訂
日本循環器学会 心臓移植委員会 令和 3 年 3 月 12 日改訂
心臓移植・心肺同時移植関連学会協議会 令和 3 年 3 月 29 日承認